

# 補装具費の申請について

## 申請に必要なもの

申請書

身体障害者手帳

特定疾患医療受給者証など（難病を理由として申請する場合）

印かん

見積書

医師の意見書（不要の場合もあります）

処方箋（眼鏡を室内外用同時に2具申請の場合のみ必要）

以下の①、②のどちらか

①個人番号カード

②「個人番号通知カード」と「写真付きの本人確認書類（身体障害者手帳でも可能）」

## 負担金額について

原則：基準額の1割負担

住民税課税状況により、月額負担上限額が異なります。

- ・生活保護世帯：月額負担上限額 0円（基準額内の自己負担なし）
- ・市民税非課税世帯：月額負担上限額 0円（基準額内の自己負担なし）
- ・一般（住民税課税世帯で下記以外）：月額負担上限額 37,200円

住民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は、全額自己負担となります。

基本構造が同一のものである場合、差額自己負担で選択することは可能です。

## 世帯の範囲について

18歳以上の申請者の場合は、申請者（障がい者）及び配偶者が世帯の範囲となります。

18歳未満の障がい児の場合は、同一世帯の全員となります。

## 相談会について

以下の補装具については、相談会の出席が必要になります。

- ・新規申請：義肢（骨格構造）、電動車いす
- ・再支給：義肢（骨格構造）、電動車いす
- ・修理：義肢（骨格構造）の基本構造部の修理

医師の意見書が必要な場合に、相談会出席でこれに替えることも出来ます。

## 児童

相談会の出席が必要な補装具については、医師の意見書添付になります。

## 決定までの期間

県判定のもの：約60日

市判定のもの：1～2週間